（略）	（略）	（略）
第三十四条の六十三	、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長	又は都道府県知事
第三十四条の六十四	、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長	又は都道府県知事
	都道府県知事又は	指定都市の市長又は
（略）	（略）	（略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の二十九	指定都市若しくは中核市の長	都道府県知事
第三十四条の三十		
第三十四条の七第一項及び第三項から第五項まで	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで		
第三十四条の十一第一項から第四項まで		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで		
第三十四条の十五第一項から第三項まで		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		

（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
第三十四条の六十四	（新設）	（新設）
	都道府県知事又は	指定都市の市長又は
（略）	（略）	（略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（新設）	（新設）	（新設）
第三十四条の七		
第三十四条の八	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の九第一項から第三項まで		
第三十四条の十一第一項から第四項まで		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四		
第三十四条の十五		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		